

向日葵

vol.
298

令和7年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌

HIGASHIMURAYAMA



【青森県】津軽鉄道～桜満開の芦野公園～

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column

税務署だより

令和7年度税制改正大綱

わかりやすい事業承継／絵はがき展示報告等

地域の名所／地域のイベント情報

社労士コラム

会社紹介

ご案内 本部研修会／税務セミナー／オンライン

入門！決算書の見方・活用／源泉所得税実務研修会

実施報告 青年部会租税野球教室／オンライン

決算整理・決算書作成講座／e-Tax・eLTAX講習会

▶ P2-3

▶ P4-5

▶ P6-7

▶ P8

▶ P9

▶ P10

▶ P11

▶ P12

▶ P13

ご案内 本部通常総会／厚生親睦チャリティ

ゴルフ大会／各ブロック部会報告会&研修会

ご案内 法人会入会／新入会員紹介コーナー／

立川都税事務所からのお知らせ

人人

確定申告陣中見舞い&管内寄付活動報告&

タオル寄付等／**実施報告** 生活習慣病健診

実施報告 各ブロック・支部活動

レシピ／**ご案内** 法人会行事／

未来リレープロジェクト完成試写会のご報告

▶ P14

▶ P15

▶ P16

▶ P17

▶ P18-19

▶ P20



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



税理士でマーケティング・コンサルタントでもある佐々木健です。令和3年4月号から令和4年2月号にかけて、マーケティング分野について連載をさせていただきましたが、今回から1年間、再度コラムを執筆させていただくことになりました。

初回である今回は、「MBAから見た経営学の現在」と題して、経営学の学問分野についてご紹介します。

経営者の皆様は、日々多くの経営課題と向き合っておられると思います。経営者は悩みが多いものですが、経営学という学問が経営課題解決の一助になることも多いはずです。今回、MBAで履修する経営学の学問分野の例をご紹介しますことで、経営者の皆様の経営課題解決のきっかけになれば幸いです。

MBAとは

経営学の学問分野を紹介するに当たり、私も保有しているMBAを入口にお話をしていきます。

MBA (Master of Business Administration) とは、経営学修士や経営管理学修士とも呼ばれ、ビジネスに関する専門性の高い修士号です。

MBAはよく資格(国家資格や業務独占資格など)と混同されることがありますが、資格ではなく「学位」です。資格はある行為を行うために必要となるものですが、学位はある専門分野の学問を修めた人物に対して与えられる称号です。MBAプログラムを提供している大学院は、通称としてビジネススクールと呼ばれており、主に社会人を対象にしています。1881年の米国ウォートン・スクールが世界初のビジネススクールであり、1908年に設立されたハーバード・ビジネス・スクールが現在のMBA課程の基礎を作ったとされています。

MBAプログラムの目的は、経営者や経営をサポートするビジネスプロフェッショナルを短期間に育成することとあり、経営の3要素であるヒト・モノ・カネの知識習得をするカリキュラムが構築されているのが一般的です。

MBAプログラムの履修科目の例

webで入手可能な大学院のパンフレットに必修科目等が紹介されていた早稲田大学大学院経営管理研究

MBAから見た

科(全日制グローバル)と立教大学大学院ビジネスデザイン研究科の2例を紹介します。

早稲田大学 大学院経営管理研究科 (全日制グローバル)

- ◆必修コア科目: マーケティング、ファイナンス、財務会計、人材・組織、経営戦略、総合経営、グローバル経営
- ◆選択必修コア科目: 企業データ分析、企業の経済学、技術・オペレーションのマネジメント、管理会計、アントレプレヌールシップ

◆選択科目

総合経営系: コンサルティング実践、経営戦略の策定、ビジネスモデル・イノベーションほか

マーケティング系: マーケティング&ブランド・マネジメント、マーケティング&リサーチ、消費者行動論ほか

人材・組織系: 戦略的人材組織マネジメント、変革の時代のトランスナショナルリーダー、組織における人間行動、ビジネスコーチングほか

アントレプレヌールシップ系: ファミリービジネスの経営、グローバル・ベンチャー企業の創出と経営、新事業開発のアプローチほか

グローバルビジネス系: グローバルM&Aのマネジメント、グローバルビジネスのマネジメントほか

アカウンティング系: 戦略的マネジメント・コントロール、財務分析と財務管理、戦略的業績評価と会計ほか

ファイナンス系: M&A戦略、証券経済論、ベンチャー・ファイナンス、エフェクチュエーション・ロジックとコーポレート・ベンチャー・キャピタル(CVC)ほか

技術経営系: IT戦略マネジメント、イノベーションのための経営システム設計ほか

研究技法・思考法系: ケースメソッド論、ビジネスファシリテーション、イノベーションのためのロジカルシンキング&ネゴシエーションほか

立教大学大学院ビジネスデザイン研究科

◆基礎理論モジュール

戦略的/創造的思考法: ビジネスシミュレーション

基礎理論: 経済学(現代経済論、アジア経済論ほか)、会計学(キャッシュフロー・マネジメント、管理会計、財務会計、企業分析ほか)、ファイナンス(経営財

経営学の現在

税理士
佐々木 健



務、証券経済論、企業財務、M&A)、人材マネジメント(ヒューマン・リソース・マネジメント、キャリアデザイン)、企業法と税法(租税論、企業法務)、組織デザイン(ビジネス・オーガニゼーション、組織情報論)、戦略策定と戦略経営(コーポレート・ストラテジー、マーケティング・ストラテジー、企業論ほか)、マーケティング&マーケティングリサーチ(マーケティング・エッセンシャルズ、流通システム論、消費者行動論、マーケティング・リサーチ、B to B マーケティング、ブランドデザイン、デザイン経営ほか)

基礎的スキルと実践知識:統計と調査(統計学、調査法、データサイエンス、統計処理演習ほか)、コミュニケーションスキルと論理的思考法(クリティカル・シンキング)

◆応用/専門モジュール

トップマネジメント:リーダーシップ論、経営者人材開発論、トップマネジメント論

ビジネスデザイン:コンサルティング・メソッド、ビジネスケースメソッド、オペレーション・マネジメント、スタートアップ・ストラテジー、不動産ビジネス論、新商品開発、不動産アセットマネジメント

シードマネジメント/MOT:テクノロジーマネジメント、インダストリアルマネジメント、イノベーションマネジメント

デジタル・ビジネス・トランスフォーメーション:データサイエンス、デジタル・ビジネス・プランニング、IT産業論、経営とデジタル、DX経営、DX戦略論、マーケティング・サイエンス

ビジネスフィロソフィー:CSR

ベンチャー/スモールビジネスマネジメント:ベンチャー金融論、ベンチャー企業論、アントレプレナーシップほか

ホスピタリティ&サービスマネジメント:医療経済学、医療経営学、メディカル・ビジネス論、介護ビジネス論、ホテルマネジメント、ホテルアセットマネジメント、ホテルディベロップメント、

都市と観光:都市マネジメント、観光地域経済論、観光地マネジメント、都市経済学、観光経営研究、地域イノベーションデザインほか

PR/ブランドマネジメント:ブランド・マーケティング、

コーポレート・マーケティング、ラグジュアリーブランド・マネジメント

グローバルマネジメント:グローバルマーケティング、グローバル経営戦略

ホスピタリティ&サービスマーケティング:サービスマーケティング

おすすめの経営学関連書籍

最後に、今回の記事で少しでも経営学の学問分野にご興味を持っていただいた方に、おすすめの書籍をご紹介します。

- 「世界標準の経営理論」入山章栄 著、ダイヤモンド社

〈参考資料〉

- パンフレット「2025 WASEDA BUSINESS SCHOOL 早稲田大学 大学院経営管理研究科」

<https://www.waseda.jp/fcom/wbs/assets/uploads/2024/07/2ce9cc1c31efb3b534df0b55b08421af.pdf>

- パンフレット「MBA2025 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科」 https://www.d-pam.com/rikkyo/2413685/index.html#target/page_no=1

Profile

さ さ き けん
佐々木 健



立教大学経済学部卒業。大蔵省国際金融局、東京国税局等に勤務後、佐々木健国際税理士事務所を設立。税理士、MBA(経営管理学修士)、専門社会調査士。アジア太平洋マーケティング研究所(APRIM)シニア研究員、東

久留米市商工会総代。マーケティング・コンサルタントとしても東証プライム上場企業での幹部職員向け研修講師実績多数。

《事務所》 佐々木健国際税理士事務所

《所在地》 〒203-0032 東久留米市前沢 2-10-15
シャレード 21-305

《TEL》 042-470-0272

《E-mail》 k-sasaki@dune.ocn.ne.jp

《URL》 <https://k-sasaki.rulez.jp>

税 務 署 だ よ り

〈令和6年度補正予算等〉(令和7年1月時点版)

インボイス制度への対応に取り組む皆様へ ＼ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

特設サイト



インボイス制度への対応に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。
インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。

相談受付窓口



詳細は裏面へ

よろず支援拠点



- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。

課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ✓ また、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。



詳細は裏面へ

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています。
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口(以下Q&A末尾参照)または下請かけこみ寺にご相談ください。

Q&A



下請かけこみ寺



本紙は「令和6年度補正予算事業」の制度概要をご紹介します。
準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



チラシのダウンロードはこちら →



<税理士へのオンラインでの相談>

インボイス対応に伴う税負担や登録の要否に関して、どのように検討すればよいかなどについて、税理士にオンラインで相談することができます。

※まずは事務局のお電話でご相談内容をお伺いします。ご相談内容によっては、他の窓口にご案内する場合もございます。

事務局ホームページ

お問い合わせ先：

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口

一般電話 045-330-1365

ナビダイヤル 0570-028-045

受付時間 9時～17時（土日祝は除く）

<https://chusho-invoice.go.jp/>



<IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、発注者（大企業を含む）が受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業等は無償で利用させる場合の導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型		インボイス対応類型			
補助事業者	大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助額	1/2	2/3	4/5、3/4（※1）	2/3（※2）	1/2	
補助率	～350万円		50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助対象経費	インボイス制度に対応した受発注ソフト		インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等

（※1）小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

（※2）補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

現在の公募情報はこちら

お問い合わせ先：

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

0570-666-376

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



令和7年度 税制改正大綱

－ 法人会の税制改正提言 －

中小企業に対する軽減税率は維持！ 税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■ 中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■ 中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■ 中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■ 企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■ リース取引についての取扱い

- ① オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。（適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。）
- ③ 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

■ 防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■ 基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■ 給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■ 特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■ 勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■ 個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものと同みなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽減課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは ...

T I S 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

3月に入ってから花粉の飛散が急に増えてきました。今年は例年より多めとの予想もあります。ヒノキの花粉が収まる4月中旬までは我慢のシーズンですね。マスクやスプレー等花粉対策グッズを活用し、元気に乗り切りましょう。

さて、前回までは「第三者承継(M&A)」について実務対応等についてお話をしました。今回は、非上場株式(中小企業のほとんどが当てはまります)の評価方法が変わるかもしれないというお話です。

昨年11月6日、会計検査院は、作成した「令和五年度決算検査報告」を内閣宛に報告しました。その中で、「相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価」(非上場の株価評価のこと)について興味深い指摘がありました。検査の状況は下記の2点です。

① 原則的評価の評価方式(非上場会社の株式の価値を評価するための基本的な方法)のうち、類似業種比準方式(同じ業種の上場企業の株価や業績を参考にして価値を算出する方法)は、純資産方式(会社の資産から負債を引いた「純資産」の金額をもとに株価を計算する方法)に比べて相当程度低い水準であること

② 配当還元方式(株主が受け取る配当額を基準にして株価を計算する方法)の還元率が高いこと

元々、相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、一般に売り買い出来ない非上場株式については、「財産評価基本通達」により、株式の発行会社(非上場会社)の規模及び株主の区分に応じて、異なる評価方法により評価しています。

原則的評価方式としては、次の3つの評価方式が定められています。

① 類似業種比準方式：1株当たりの類似業種比準価額により評価

② 純資産方式：1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)により評価

③ 併用方式：類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価

類似業種比準方式(以下類似)については、会社の業績等を表す3要素(配当金額、利益金額、純資産価額の簿価)について、類似の業種と評価会社を比べ相対的に株式を評価するもので、評価会社の規模が大きい区分ほど類似を用いる割合が高くなります。

会計検査院が無作為抽出した、計1600件の申告を対象と

した検査によると、類似の中央値は純資産価額(以下純資産)の中央値の27.2%とのことで、類似が純資産と比べて「相当程度」低い水準となっています。

次に、純資産に対する申告評価額の割合の分布状況を見ると、その中央値は大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍となっており、評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向があることがわかりました。

また、類似の計算式のついても指摘があります。上記3要素のうち、配当金額を計上しておらず、配当金額の比準割合が0の評価会社が約80%ありました。これらを計算する際、配当していない80%の会社は、実質的に2つの比準要素の合計額を3で除する事になるため、評価額が下がることになります。そのため、現状では、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で、株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとは言えないとの指摘があります。

ここまでの記載ですが、税理士の世界では常識で、株価を下げるため、この乖離をついた株価対策は常套手段となっています。

会計検査院の所見としては、「異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な観点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」と結んでいます。

「公平性」というキーワードは、いわゆる「タワマン節税」に係る「総則6項(通常の評価方法では不公平になる場合、実際の価値に基づいて調整するという考え方)」適用の際にも出てきました。今回の会計検査院の指摘も、株価評価の特性を活用した「節税」についてメスを入れることなのかもしれません。今後どのような動きになるのか注力する必要があります。



執筆 じょうこう 寛 上甲 寛
Profile 中小企業診断士

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者の指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。

Office 株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)

〒162-0824 東京都新宿区湯島町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 ☎ 03-5227-3604

✉ joko@kokudokoue.co.jp 🌐 http://www.kokudokoue.co.jp/



税に関する絵はがき優秀作品展示

女性部会

令和6年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務署と立川都税事務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署確定申告会場と都税事務所入口に展示いただきました。確定申告は終了しましたが、引き続き、税務署1階ロビーにて展示しております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。



〈東村山税務署申告会場〉



〈立川都税事務所入口〉



地域の名所

東京都薬用植物園

東京都小平市中島町（西武拝島線「東大和市駅」から徒歩2分）に在る、その名の通り薬用植物専門の植物園です。1946年に設立され、約3.2ヘクタールの敷地に約1,600種の薬用・有毒植物が栽培され、漢方薬の原料となる植物やさらにはケシやアサといった麻薬原料植物も試験栽培されています。

園内は無料で一般公開されており、温室や薬事資料館、ふれあいガーデン等で四季折々の風景と共に薬草の知識を深めることができます。また、薬草教室や観察会等のイベントも開催されることがあり、訪れる人々に学びと憩いの場を提供しています。身近な薬草から珍しい植物まで、その効能や歴史に触れられる貴重なスポットです。

園内を歩き回るだけでたくさんの植物を見て楽しめるので、天気の良い日等にお散歩がてらに立ち寄ってみてはいかがでしょうか。



清瀬市

地域のイベント情報

西東京市



映画制作 協力隊 大募集!!

あなたの料理、あなた自身が
映画に出演するかも！

募集内容

- ・エキストラとしての出演
- ・撮影のボランティア
- ・映画に出てくるレシピの食材提供
- ・ロケ弁・飲み物の提供
- ・小道具の提供
- ・撮影する家・部屋等の提供
- ・野菜収穫シーン撮影協力
- ・制服の提供 等

ご興味のある方は右記二次元コードからお申し込みください！
※ご協力いただく皆さまが告知媒体（HP・SNS・チラシ等）に映り込むことがありますのでご了承ください。
※脚本の内容などによりご応募いただいた内容にお応えできない場合がございますのでご了承ください。

対象

- ・市内在住・在勤・在学の個人
- ・原則として市内に事務所がある法人



応募フォーム



ご協力いただく方には
日程調整等のために改めてご連絡いたします。

下野谷遺跡恒例の春まつり 縄文のムラで春風と遊ぼう!

国指定史跡である下野谷遺跡で、竪穴住居の中に入って詳しい解説が聞けるほか、縄文時代からある植物や四葉のクローバー探しもできます。風あげ、したのやカルタなど大人も子供も楽しめる時間もあります。

★日時：5月18日(日)午前10時～午後3時

★対象：どなたでも

★場所：したのや縄文の里(下野谷遺跡整備地)
(東伏見6-4) ※荒天中止

縄文ファッションショー

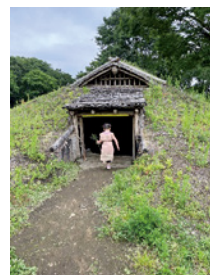
★午前11時20分～正午

ご参加希望の方は、自分ならではの縄文ファッションでお越しください。

(受付:11時まで)

※お車での来場はご遠慮ください。

◆当日連絡先 090-2520-3996



★問合せ先：社会教育課 ☎042-420-2832

★詳細につきましては、下記 URL をご参照ください
https://www.city.kiyose.lg.jp/kiyose_55anniv/1014194/1014623.html



賃上げ対応における 給与体系の見直し具体策3選

2025年は様々な経営課題が集中し、特に中小零細企業では、リスクを良く分析した対策が必要となります。具体的には、①「賃上げ・コスト増」、②「法改正対応」、③「DX・業務効率化」、④「資金繰り」「海外リスク」など、多岐にわたる課題への対応が求められる年となります。十分に、事前対策を講じることで、リスクを抑えつつ成長を目指すことが可能となるのではないのでしょうか。

特に、**賃上げ対応における給与体系の見直しの具体策**にフォーカスしてみます。

大手企業が先行する賃上げの流れの中で、中小企業が持続的に競争力を維持するためには、単にベースアップするのではなく、戦略的な給与体系の見直しが不可欠かもしれません。

1 成果・貢献度に基づく給与体系を導入します。

イ **職能給・成果給の比率を増やします。** 固定給を上げるだけでは経営負担が増すため、業績や個人の貢献度に応じた成果報酬型の制度を強化します。

例えば、営業職なら売上達成率に応じたインセンティブ制度、製造業なら品質向上やコスト削減の貢献度を評価するなどです。

ロ **保有スキルをベースとした給与テーブルを作ります。**

習得しているスキル・資格などに応じた昇給制度を導入し、社員の成長を促します。

例えば、IT企業ならプログラミング言語の習熟度、飲食なら調理技術や新レシピマネジメント能力、小売業なら商品訴求に独自宣伝用ポスターで売り上げアップに応じた月例手当を支給するマイスター制度、建設業ならドローン操縦資格習得などで昇給基準を明確化します。

2 非金銭的な報酬を充実させます。

イ **福利厚生を強化します。**

直接的な給与アップが難しい場合、「奨学金返済支援手当」「住宅手当」「資格取得支援」「健康診断・ストレスチェックの充実」などの手当・制度を整備・新設します。

例えば、家賃補助・社宅制度は、地方出身者や単身者にとってかなり魅力的です。

ロ **時短勤務等の柔軟な働き方を導入します。**

例えば、「週休3日制」や「時差出勤」「リモートワーク」「短時間労働」「残業免除」などを取り入れ、給与アップ以外の魅力を提供します。

3 人件費を最適化します。

イ **新規採用と既存社員のバランスを調整させます。**

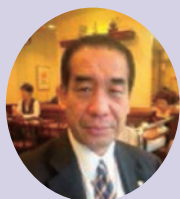
高額な採用コストを抑えるため、既存社員の育成やパート・契約社員の登用による賃金調整を検討します。

ロ **業務効率化により生産性を向上させます。**

人件費増に耐えうるだけの生産性向上を進めます。例えば、ITツールの導入や業務プロセスの見直しにより、社員一人あたりの負担を減らしつつ高い成果（人時生産性等）を生み出せる体制を構築します。

以上、労使が一体となって工夫とアイデアで経営課題をクリアしてまいりましょう。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2025年 4月1日現在

◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
◆保有資格 社会保険労務士(平成10年11月)
◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所
◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
◆TEL 090-1738-7991
◆e-FAX 050-3133-0539
◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

会社 紹介

アルルフラワーガーデン ALULU Flower Garden

代表 宮原 美智子
所在地 東村山市本町2-4-22
電話番号 090-5442-5268
開業日 2024年3月9日
営業時間 水・木・金 11:00~14:00 / 15:00~19:00
土・日・祝 10:00~14:00 / 15:00~19:00
定休日 月・火曜日(祝祭日は営業)



ご挨拶

2024年3月9日開業から一周年を迎えることができました。

これからも皆様の大切な瞬間に寄り添えるよう素敵なお花をご用意してお待ちしております。

店主紹介

学生時代は華道部に所属。フラワーショップで数年間経験を積む。

更なる技術向上を目指し表参道ブライダルアトリエに在職中。

花で思いを伝える

大切な人に伝えたい気持ち、言葉にすると気恥ずかしく感じてしまうそんな時、花はあなたの代わりにそっと思いを伝えてくれます。

深紅のバラには言葉にしきれないほどの愛を込める。白く凛としたユリには尊敬と感謝の心を込めて。

真夏の日差しを浴びて咲くヒマワリには「あなたの笑顔が大好きだよ」という気持ちを。

言葉にしなくても、花を受け取った瞬間に相手の表情がふわりとほころぶ。目の前で咲く美しい彩が心の奥まで届いているはず。

A LULU Flower Gardenの コンセプト

「笑顔あふれるオアシスのような花屋」を目指します。

特別なシーンだけではなく日常にお花を持ち歩く光景が東村山に根付くよう、お花使いのご提案をいたします。

店名「ALULU」の由来

店名の由来はフランスのアルル地方です。店主が好きな画家ゴッホがアルルに滞在していたことでも知られ、多くの名作をこの地で描きました。

そのひとつ「夜のカフェテラス」の壁画が店内を明るく照らしています。



本部研修会のご案内

- 講師** 高橋 洋一氏 嘉悦大学教授、
(株)政策工房代表取締役会長
- 演 題** 激動の世界と今後の日本経済
- 日 時** 令和7年6月5日(木) 16時30分～18時
- 会 場** ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)
- 参加費** **無料** (一般の方も無料ですが、QRコードより事前にお申込み下さい)
会員は申込不要、席は先着順での案内となります。
- 問合せ** 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654
※詳しくは、同封のチラシをご覧ください。



講師
高橋 洋一氏

一般の方の
お申込み用⇒
(会員は申込不要、直接
会場にお越しください)



東村山法人会 税務セミナーのご案内

会 場
東村山法人会館

**参加費無料!!
要申込**

セミナー名	月日(曜日)	時 間	セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	令和7年 5月14日(水)	13時～15時30分	新設法人説明会	5月28日(水)	13時～15時45分
税務教室 「役員給与の概要」	5月20日(火)	15時～16時	決算法人説明会	6月11日(水)	13時～15時30分
源泉所得税実務研修会	5月23日(金)	14時～16時	税務教室 「減価償却の計算方法」	6月17日(火)	15時～16時

※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
※会場は3階になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。

申 込 は
お電話で
承ります

☎042-394-7654

ご案内 オンライン「入門! 決算書の見方・活用」講座

- 〈視聴期間〉 7月3日(木)～7月30日(水)全4週間 Webでの動画配信
- 〈講義時間〉 約6時間 期間中24時間何度でも視聴可能!
- 〈講義内容〉 ●第1回: 決算書の概要
●第2回: 損益計算書を読む
●第3回: キャッシュ・フロー計算書を読む
- 〈対 象 者〉 経営者、経理担当者、営業職や決算書の読み方に興味のある
方やスキルアップしたい方
- 〈講 師〉 庄司 直貴氏 中小企業診断士と税理士有資格者として税理士
事務所で活躍しTACの人気講師としても活躍!
- 〈受講料〉 会員: 4,400円/一般(非会員): 5,500円(税込・教材費込み)

お申込みは
こちらの
QRから⇒



詳細は、同封の
チラシをご確認
ください。

ご案内 源泉所得税実務研修会

参加
無料

源泉所得税の基礎から応用までを、税務署担当官が、問題演習と解説講義形式で行います。
新任者の方も実務経験者の方もご参加ください。

- 〈日 時〉 5月23日(金) 14時～16時
- 〈会 場〉 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 〈講 師〉 東村山税務署担当官
- 〈参加費〉 無料
- 〈定 員〉 30名 ※定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

詳細は、同封の
チラシをご確認
ください。

お申込みは
こちらの
QRから⇒



報告

—— 青年部会 租税野球教室 ——



令和7年2月24日(月・祝日)に東村山市立八坂小学校にて、元埼玉西武ライオンズ(他、元千葉ロッテ等)・北京五輪日本代表である「G.G.佐藤氏」と、元埼玉西武ライオンズ(他、元ヤクルト、日ハム等)で活躍し古田2世との呼び声もあった「米野智人氏」を講師にお招きし、租税野球教室を開催しました。当日は管内の野球チームの児童たちと指導者の方々も多数参加頂きました。

はじめに土田青年部会長から挨拶と、野球を題材とした税金クイズを出題し、参加児童たちが楽しく税について学ぶ機会を設ける事ができました。

その後、「G.G.佐藤氏」には打撃教室、「米野智人氏」には守備教室として実技の指導を受け、参加児童たちの真剣な眼差しや、楽しそうな笑顔がはじける充実した時間を過ごすことができました。

最後にはプロの球が受けられる機会として一人一人キャッチボールを行い、サインボールのサプライズプレゼントを参加児童全員に配るなど、大盛り上がりでした。

青年部会員や事務局職員の尽力もあり、大きな事故も怪我も無く事業を実施する事ができました。



▲土田青年部会長



▲税金クイズ



▲指導風景

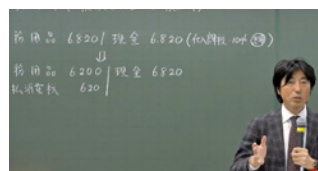


▲⑥米野智人氏 ⑥G.G.佐藤氏

報告

オンライン決算整理・決算書作成講座

令和7年2月6日(木)～2月26日(水)の視聴期間内なら24時間視聴可能な「決算整理・決算書作成講座」を開催しました。税理士であり資格の学校TACの人気講師である、五島秀明氏により、年次決算や確定申告、決算書の作成などについてご説明いただきました。



講師…五島秀明氏

報告

e-Tax・eLTAX講習会

2月12日(水)東村山法人会館において、国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と 地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会を開催しました。東村山税務署の法人課税第1部門岩瀬法人審理担当上席からe-Taxの各種手続き等について、立川都税事務所事業税課 法人事業税班から関氏、南氏にeLTAXの利用開始手続き等についてご説明いただきました。



e-TAX講習会風景
東村山税務署



eLTAX講習会風景
立川都税事務所

ご案内

公益社団法人 東村山法人会

第13回 通常総会



昨年度通常総会

期日 令和7年6月5日(木) 14時00分～16時00分

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

議案 令和6年度決算、任期満了に伴う役員選任等

参加資格 東村山法人会の正会員のみ(5月中に、通常総会招集通知書等をお送りします。ご欠席の会員様は同封の委任状のご投函をお願いします。)

通常総会に引き続き、同会場で『本部研修会』を開催します。

ご案内

東村山法人会 第31回

厚生親睦チャリティゴルフ大会



日時 令和7年5月29日(木) スタート8時(予定) 雨天決行

会場 西武園ゴルフ場(埼玉県所沢市荒幡 1464)

※令和6年と開催会場が変更となっておりますのでご注意ください。 昨年度厚生親睦チャリティゴルフ大会

大会に関する問合せは 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

※お申込みは同封の第31回厚生親睦チャリティゴルフ大会申込書にて受け付けます。

令和
7年度

各ブロック・部会報告会&研修会のご案内

税制研修会は **どなたでもご参加いただけます。**

※報告会、交流会は会員のご参加に限らせていただきます。

参加費無料・申込不要

ブロック等	開催日	開催時間	場所
東村山	5月9日(金)	16時～	東村山法人会館 (交流会はサガミ東村山店にて開催)
小平	5月8日(木)	17時～	一龍
西東京	5月27日(火)	13時～	イチョウホール
東久留米	5月19日(月)	18時30分～	東久留米商工会館
清瀬	5月21日(水)	16時30分～	アミューホール
青年部会	4月24日(木)	15時～	東村山法人会館 (交流会は蔵馬にて開催)
女性部会	4月21日(月)	15時～	東村山法人会館

※日程等は変更になる可能性があります。

〈お問合せ〉 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。



新入会員紹介コーナー

ご挨拶

起業して間もなく1年になります。久米川の不動産会社、株式会社フォルテ野崎隆行社長のご厚意により、フォルテの事務所に席を置いていただいております。3年前まで、三井のリハウス久米川センターに在籍していたこともあり、現在も東村山市を中心に営業しております。東村山法人会には、株式会社トムハウジング 當麻智勇社長にご紹介いただき、賛助会員として入会させていただきました。人の繋がり・ご縁を大切に、東村山市の発展に貢献してまいりたいと思います。宜しく願い申し上げます。

〈法人名〉 ルーツ株式会社
〈代表者〉 佐藤 公治
〈住 所〉 埼玉県所沢市大字久米792番地の9
〈T E L〉 04-2006-8898
〈支 部〉 東村山第5支部(賛助会員)

新入会員紹介

自 令和7年1月1日～至 令和7年2月28日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
東村山第6支部 (正会員)	東村山市本町4-3-3-302	恵ライフプラン(株)	高橋 恵	不動産業	042-303-5745

立川都税事務所からのお知らせ

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和7年4月15日(火) 13時～令和7年5月7日(水) 23時	
入 札 期 間	令和7年5月13日(火) 13時～令和7年5月15日(木) 23時	令和7年5月13日(火) 13時～令和7年5月20日(火) 13時
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実 施 機 関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。最新情報は下記ホームページをご覧ください。

■主税局ホームページ「公売情報」 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

■公売情報に関するメルマガジンを配信しています。是非ご登録ください。
(メルマガジンのご案内) https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine

主税局 メルマガ

検索



東久留米第2支部
株式会社ユーアイコム

和久井 一輝さん



東久留米市下里で電気通信工事を営んでおります株式会社ユーアイコムの和久井一輝です。

我が社の社名は、人と人との信頼関係があるからこそ良い仕事が出来るとの思いから「YOU&I」、社内の仲間を大事にお互いを思いやるように「友愛」、通信の「COMMUNICATION」から頭のコムを取って「ユーアイコム」と名付けました。

元々同業種で9年勤めていましたが、自分の理想を形にした会社を立ち上げたい思いが強くなり、32歳の時に独立しました。とはいえ、独立するにあたっては、それまで付き合いのあった会社へ営業しない事を前職の社長と約束していたので、新規開拓する所から始めました。

当時、それはそれは大変な思いをしました。お客様を見つける事も営業も経営も全て初めての事でしたので、本当にキツイ日々でしたが、「意地でもやってやる」と



自分自身を鼓舞する事が出来たし、甘える事無く邁進する事が出来たので、後に有難かったなと思える様になりました。

最初は右も左も分からず試行錯誤を繰り返しながらでしたが「二段飛ばしはせずに、一段一段少しずつコツコツと」「若いうちの苦労は買ってでもしろ」と自分に言い聞かせ何とかやってきて、事務所を建てることもできました。

さて、法人会との出会いは、2024年2月地元サッカーチームのチームメイトからのお誘いです。社会貢献や税金についての知識を深める等、とても為になると思い入会を決めました。入ってみると、他の会員との交流の機会も多く、毎回様々な刺激をもらえます。

一緒に成長出来る仲間に出会えて、今ではもっと早く入会しておけば良かったと思う程です。

自分自身を鼓舞する事が出来たし、甘える事無く邁進する事が出来たので、後に有難かったなと思える様になりました。

また、いつか大好きなサッカーに関われたらとの思いがあった中で、お客様からの御紹介で南葛SCのスポンサーになりました。南葛SCは男子が関東リーグ1部、女子がなでしこリーグ2部に所属していて、葛飾から世界へを目標に活動しています。サッカー専用スタジアムを建設することが決まりこれから益々盛り上がり上がると思います。

最後になりますが、私の大切にしている言葉に『初志貫徹』があります。

現在創業より15年、法人化して12期目を迎え、お客様にも社員にも恵まれ、お陰様で経営も安定して来しました。

創業より大切にしている、社員一人一人が幸せに働く事が出来る会社をこれからも作り続けて参ります。

ゴルフは法人会青年部でのコンペをきっかけにもっと上手になりたいと、密かにスクールに通い始めました。昨年は三法連のコンペに出させてもらい結果は奮いませんでしたが、今年はどうも少し良い成績を収められるんじゃないかと(笑)

実は私、長年FC東京の熱狂的なサポーターで全国を応援で飛び回っています。遠征した先々で美味しい食べ物やお酒を常に開拓しているのです、ご相談頂ければオススメをご案内します！

確定申告 & 管内寄付 & タオル寄付等 陣中見舞い & 活動報告

★確定申告陣中見舞報告

東村山税務署での確定申告会場で使用する法人会特製ボールペン200本を1月29日(水)に村野東村山法人会会長より小林東村山税務署長に進呈いたしました。



⑤ 小林東村山税務署長
④ 村野東村山法人会会長

★管内寄付活動報告

西東京ブロック第3支部

3月19日(水)に西東京ブロック長から社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会に寄付を行いました。



⑤ 西東京市社会福祉協議会
④ 青柳常務理事
④ 鎌田ブロック長

★タオル1本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル一本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションで行っており、今年度は、3月14日(金)小平市社会福祉協議会へタオル100本を寄贈しました。



⑤ 金子小平市社会福祉協議会会長
④ 前女性部会副部会長

実施報告

生活習慣病健康診断

1月下旬に令和6年度の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健康診断が管内各所(ハミングホール、東久留米市スポーツセンター、保谷こもればいホール)で実施されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの健診です。経営者や従業員とそのご家族のために定期的な受診を実施しましょう。



会場：保谷こもればいホール



会場：ハミングホール

ブロック・支部活動実施報告

小平 第2支部

1月30日(木)に賀詞交歓会を一橋学園「一龍」にて開催致しました。支部長挨拶の後、来賓の方々から新年の祝辞を頂き、乾杯とともに会がスタートしました。会場は和やかな雰囲気になり、続いてお笑い芸人 あいかわい翔 さんのライブが行われました。軽快なトークとユーモアあふれるパフォーマンスで大いに盛り上がり、笑いの絶えない時間となりました。その後は恒例のビンゴ大会が開催され、豪華な協賛品をめぐって歓声が上がる場面もあり、終始賑やかなひとときとなりました。参加者の笑顔にあふれ、楽しい新年の交流の場となりました。

記 支部長 林 研志



東久留米 ブロック

2月3日(月)前沢の「東久留米のうなぎ・川魚料理店川松」にて東久留米ブロック賀詞交歓会を開催しました。寒風吹きすさぶ中、各支部10名、総勢44名が参集し、高橋ブロック長の挨拶の後、南端第3支部長の乾杯の音頭で、始まりました。支部を超えて、歓談の輪が広がるなど、和やかな雰囲気、食事も進んだことと思います。物価高、気候変動による異常気象など厳しい環境ではありますが、相互に親睦が図られたことと思います。最後は徳田第4支部長の締めで散会となりました。

記 第3支部長 南端 常雄



清瀬支部

2月7日(金)、アミューホールにて賀詞交歓会を開催しました。参加者は約50名となり、4年目となる内野支部長体制のもと、コロナ禍を経て大いに絆を強めた力強い挨拶で始まりました。様々な制約を乗り越えて試行錯誤しながらも従来のスタイルに戻り、会員同士の情報交換や親睦を兼ねた交歓会となり、大いに交流を重ねることが出来ました。

記 副支部長 松村 重樹



小平 第1支部

2月7日(金)、『小平第1支部ボウリング大会』が東大和グランドボウルにて開催されました。支配人様のご挨拶・今井支部長の挨拶の後、菅野次期支部長予定者の始球式でゲームがスタートいたしました。昨年を上回る支部員のご参加を頂き、楽しく交流を深めることが出来ました。豪華賞品も個人戦団体戦共に多数用意し、授与された皆様には大変喜んでいただくことが出来ました。最後、恒例のじゃんけん大会もとても盛り上がりました。このように毎年素晴らしい大会を開催することが出来ますのも、ひとえに会員各社様のご理解ご協力のお蔭と心より感謝申し上げます。次回は2026年2月6日(金)に開催することをお約束し、閉会といたしました。

記 副支部長 宮崎 進



東村山 第1-第2支部

2月8日(土)恒例のボウリング大会を東村山久米川ボウルにて開催いたしました。今回は、来年度の支部合併を控えての第1支部と第2支部の合同での開催です。参加頂きました会員の皆様、それぞれ一生懸命にボウルを投げ、大きな歓声を上げ、日ごろの運動不足とストレスの解消が出来たのではないかと感じました。運動の後は、バーベキューと飲み放題でのどを潤し、お腹を満ちし、成績発表を行い、全員に賞品を配布して、大変に盛り上がった大会を開催出来ました。今回、合計42名の参加を頂き親睦を深めることが出来ました。皆様の楽しそうな笑顔を拝見し、とても嬉しく思うと同時に、支部合併後にも会員の皆様の笑顔が見られるような支部事業を行っていけると良いなと思いました。最後に、今回の実施に当り、支部担当役員の皆様には多大なるご助力を頂きましたことを心より感謝いたします。支部役員の皆様、参加頂きました会員の皆様、本当にありがとうございました。

記 第1支部長 中澤 昌



東村山 第4支部

2月9日(日)に恒例の日帰り研修会を実施しました。秋津町を7時30分に出発しバスにて袋田の滝へと向かいました。袋田の滝では、一部氷柱も見られました。その後、太子温泉で昼食をとり皆様と親睦をはかりました。また食事中、外は雪が降ってきました。入浴後、竜神大吊橋を渡り、見学し東村山市秋津へと戻りました。参加頂きました支部の皆様ありがとうございました。

記 支部長 原田 清見



東村山 ブロック

2月14日(金)の賀詞交歓会では、新たに入会された若手経営者の方も参加され、業種の垣根を越えた意見交換や情報共有が活発に行われ、有意義なひとときとなりました。近年では、女性経営者の皆様も新たに加わり、会の多様性と活気が一層増えています。令和7年度は、新たに4支部体制へと移行し、より一層交流の場を広げてまいります。これからも地域の活性化を目指し、多様な業種・世代をつなぐ場として活動を展開してまいります。

記 支部会計 小林 智子



東久留米 ブロック

3月8日(土)に東久留米市南沢の忍冬窯にて陶芸教室を開催しました。ここでは笠間の土を使って陶器を作成しますが、ご参加いただいた皆さんが思い思いの作品を作り上げることが出来ました。焼き上がりは数ヶ月先。完成が楽しみです。

記 支部会計 田中 信行



西東京 第3支部

3月11日(火) 日帰り研修会を2年ぶりに開催しました。

曇り空の中、18名の会員の参加にてひばりヶ丘駅南口を11時に出発しました。

まず浅草寺を参拝し、仲見世に架かる屋根の全面吹き替え工事を見学しました。屋根は、緑青色から新品でピカピカの元の赤褐色へ生まれ変わります。浅草は平日にもかわらず、外国人と日本の若者の観光客で賑わいを見せていました。

次に、浜離宮恩賜庭園を散策しました。海水を引き入れ、潮の干満によって池の趣を変える様式と美しさに一同感激しました。

その後、夕食会を兼ね品川より屋形船を貸し切り、お台場周辺をクルージングしました。

今回の研修会も、異業種間の会員の情報交換と交流を久しぶりに図ることができ、有意義な1日となりました。

記 支部会計 加藤 徹



西東京 第2・第4支部

3月12日(水) に第2支部・4支部合同の日帰り研修会を実施致しました。

曇り空の中8時15分に田無郵便局を出発し、車中では皆さんが自己紹介、事業紹介をしてお互いを理解する時間を共有しました。

豊洲・千客万来では江戸情緒溢れる雰囲気の中、美味しそうなお店巡りを楽しんだあとは、近未来型水上バス(ホテルナ)で日の出桟橋から浅草までの墨田川クルーズです。途中、佃大橋、永代橋を過ぎ両国国技館を右手に見ながら都会の喧騒を忘れて優雅な船旅を堪能しました。

そして、仕上げは創業250年の老舗の味・川千家でのウナギ料理に舌鼓、その後柴又帝釈天を参拝。参道の名物草団子をお土産に楽しいひと時を過ごすことが出来ました。

日頃会う機会の少ない会員間の親睦、法人会事業への理解を深めることが出来、今後の活動への積極的な参加を促す良い機会となったと思います。

どうもありがとうございました。

記 支部長 松本 雅継



Business Guard



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。
労務・雇用トラブルに備える **スマートプロテクト**(総合事業者保険)

地域社会に貢献する **ビジネスガードAUTO**(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険 **オールスターズ**
ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える **プロパティガード+企業地震保険**
(企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火・危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策
マイナンバー対応 **情報漏えいガード**(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く
各種訴訟リスクに備える **MRP保険**(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン **ワールドリスク**
WorldRisk

AIG 損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083 東京都八王子市旭町10-3 安嶋中央ビル3階

TEL.042-639-0720 FAX.042-646-1850

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。(22-073003)

Recipe



パパイアのサラダ

材 料

- 青パパイア……………200g
- レタス……………100g
- トマト……………中1個
- 調味料…市販の金の胡麻ドレッシング適量
- レモン……………1個
- ニンニク……………2片
- 生唐辛子……………1個



作り方

- 1 青パパイアの種を取って、皮を剥いて、しりしり板(スライサー)で千切りにする。
- 2 レタスを千切り、トマトをくし切りにする。
- 3 ニンニクと生唐辛子を細かく刻む。
- 4 金の胡麻ドレッシングにニンニクと生唐辛子とレモン汁を混ぜる。
- 5 青パパイア、レタス、トマトをさらに盛り付け、混ぜた4をかけてよく混ぜたら完成です。

★ ニンニクが気になる人なら、ニンニクをもっと細かくおろしてもいいです。

★ レモンがない場合はお酢でもOKです。

東久留米第1支部 野島 貞夫さん



令和7年5月・6月

法人会行事のご案内

令和7年4月4日現在

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
5/ 8(木)	17:00~	小平支部合同報告会等	一 龍	5/27(火)	13:00~	西東京支部合同報告会等	イチョウホール
5/ 9(金)	16:00~	東村山支部合同報告会等	法 人 会 館	5/28(水)	13:00~15:45	新設法人説明会	法 人 会 館
5/14(水)	13:00~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	5/29(木)		第32回厚生親睦チャリティゴルフ大会	西 武 園 ゴ ル フ 場
5/15(木)	13:00~15:30	おなやみ相談会	〃	6/ 5(木)	14:00~16:20	第13回通常総会・臨時理事会	ホテルエミシア東京立川
5/16(金)	10:00~16:00	ビジネスマナー研修	〃	〃	16:30~18:00	本部研修会	〃
5/17(土)	午 前	青年部会出前授業	清 瀬 第 十 小 学 校	〃	18:10~19:30	交流会	〃
5/19(月)	18:30~	東久留米支部合同報告会等	東久留米商工会館	6/11(水)	13:00~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
5/20(火)	15:00~16:00	税務教室(役員給与の概要)	法 人 会 館	〃	15:00~	東法連通常総会	明 治 記 念 館
5/20(火)	14:00~	個別融資相談会	〃	6/17(水)	15:00~16:00	税務教室(減価償却の計算方法)	法 人 会 館
5/21(水)	13:00	事業承継個別相談会	〃	〃	14:00	個別融資相談会	〃
〃	16:30~	清瀬支部報告会等	ア ミ ュ ー ホ ー ル	6/18(木)	13:00	事業承継個別相談会	〃
5/22(木)	15:00~16:00	東法連理事会	全 法 連 会 館	6/18(木)	13:00	おなやみ相談会	〃
5/23(金)	14:00~16:00	源泉所得税実務研修会	法 人 会 館				

詳細は東村山法人会事務局(☎042-394-7654)にお問い合わせ下さい。

「東村山 未来リレープロジェクト100」完成試写会のご報告



2024年2月、株式会社Peechは東村山市役所の「企業版ふるさと納税」に採択された事業として選ばれました。テーマは「ドローン体験を通じて、東村山の魅力を発信し、地域の絆を深める」です。

2025年3月29日(土)には、その成果を発表する試写会が盛況に開催されました。多くの東村山市民や撮影に協力いただいた方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。このプロジェクトを機に、東村山の美しい景色や魅力を市内、国内、さらには海外にPRできればと思います。

▶株式会社Peech
「東村山未来リレープロジェクト100」
事務局 仲谷浩二
k.nakatani@peech.jp



OIDEYO 地方創生
HP



※ダイジェスト版
(約3分)

プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[298号] 令和7年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載